

【オーストラリア】「シー・シェパード」船衝突事故に見る捕鯨問題の現状

海外立法情報調査室・武田 美智代

* 2010年1月6日に日本の調査捕鯨船と反捕鯨団体「シー・シェパード」の抗議船が衝突した問題は、抗議船が大破して過去最大の被害となったこともあり、大きな話題となった。今回の事故をめぐる一連の動きを紹介するとともに、日豪両国間の捕鯨問題をめぐる論点を整理する。

事故の発生とオーストラリアの立場

アメリカに本部を置く環境保護団体シー・シェパード（以下「SS」）は、過激な反捕鯨活動で有名であるが、その所有する船舶の1つである「アディ・ギル号」が、2010年1月6日、南極海で日本の調査捕鯨船「第二昭南丸」と衝突、大破した。SSは昭南丸が意図的にぶつかってきたと主張したが、昭南丸が撮影したビデオが公表され、SSの声明が事実と食い違っていることが、オーストラリアのメディアでも指摘されている。日本政府は外交ルートで、アディ・ギル号が船籍を置くニュージーランドと、寄港地であるとともにSSの事実上の出動拠点となっているオーストラリアに抗議を行い、両国も事故の翌日、それぞれの海上保安当局に調査を命じたことを明らかにした。オーストラリアでは、調査捕鯨に対する反発もあり、世論は当初SSに同情的であったが、事実が明らかになるにつれて、SSの過激な行動に対する批判が強まってきている。

オーストラリアは、商業捕鯨はもちろん、調査捕鯨にも強く反対している。現在のラッド政権は、2007年11月の総選挙で、調査捕鯨に対する厳しい姿勢を強調して世論の支持を得た経緯があり、政権発足後も、南極海で操業する日本の調査捕鯨船に対する監視の強化、国際司法裁判所（ICJ）への提訴等を主張していた。しかし最近は、捕鯨問題の外交的解決を優先し、それが困難な場合に国際的な法的措置による解決を模索する、と変化してきた（注1）。対する野党保守連合は、調査捕鯨に対する反対姿勢は変わらないものの、ハワード前政権時代には、日本との政治、経済関係を優先し、捕鯨問題が政治課題となることを避けてきた。

国際捕鯨委員会における議論

調査捕鯨は、科学的研究のために鯨を捕獲、殺害、処理する行為で、我が国は、国際捕鯨取締条約（以下「条約」）第8条に基づき、締約国政府の特別許可による捕鯨として、1987年以降、調査捕鯨を実施している（注2）。なお商業捕鯨は、1982年に国際捕鯨委員会（IWC）が商業捕鯨のモラトリアム（一時中断）を採択し、禁止されたまま現在にいたっている。条約第8条に基づく大規模な調査捕鯨を実施しているのは、現在では日本くらいで、調査捕鯨への批判は、おのずと我が国への批判となっている。批判の論点は、日本が科学的調査の名目で事実上の商業捕鯨を行っているとの疑念であるが、最大の批判は、鯨のような野生哺乳動物の致命的調査は倫理違反というもの

である。とりわけ 2005 年から開始された我が国の第 2 次南極海鯨類漁獲調査で、漁獲規模及び対象が以前より拡大されたことが批判の的になった。中でもホエール・ウォッチングの対象としてなじみ深いザトウ鯨が新規対象とされたことが、捕鯨に批判的な世論を刺激したと言われている。1982 年のモラトリウムに固執するグループがいる一方で、条約が目指すのは、鯨の全面的保護ではなく、鯨類資源の持続可能な利用を認めることであるとする人々もいて、IWC 内部の見解もまとまっていない現状である。

事故後の対応と今後の展望

SS と日本側のどちらに過失があるにせよ、今回の事故に関するオーストラリアの利害はあまり明確なものではない（注 3）。アディ・ギル号の船籍はニュージーランドにあり、同国が一義的に問題解決の当事者となるためである。また、オーストラリアが主張する南極の一部の領有権とそれに伴う領海や排他的経済水域の設定は、日本を含む国際社会の合意を得ておらず、南極条約の下で、その主張は凍結されている。ICJ への提訴は、結果如何で調査捕鯨が合法と認められるリスクも伴うものである。

事故の後、ギラード副首相は、事態の鎮静化のため、南極海への艦船の派遣を拒絶した（注 4）。同副首相は、両者ともに冷静になる必要があり、外交的解決を図るよう努力するが、うまくいかなかった場合は、これまで監視船によって収集した証拠をもとに、国際司法の場に訴える可能性があると言った。それに対して、野党保守連合の影の環境相であるハント下院議員は、公海に紛争の脅威が迫っており、副首相の決定は責任の放棄であると批判した。日本の調査捕鯨に従来から反対を表明していた緑の党のブラウン党首は、日本の捕鯨船団がオーストラリアの民間航空機をチャーターして上空から SS の船を追跡したことを非難し、2 月から始まる議会で、捕鯨に関わる活動にオーストラリアの施設等を使うことを禁止する法案を提出すると明言した。政府は、IWC を通じた外交努力を最優先しつつ、ICJ 提訴のためのデータ収集は怠っていないと主張し、野党は政府の公約違反を批判するという構図が続いている。今回の事故については、国際法上整理すべき課題も多く、6 月に予定されている IWC の年次総会の行方も含め、今後の展開が注目される。

注（以下、インターネット情報はすべて 2010 年 1 月 22 日現在である。）

- (1) ラッド首相は、初来日の 2008 年 6 月の記者会見で、オーストラリア側の政策に変更はない（司法的提訴を放棄しない）が、現段階では外交的解決が最も望ましいとしている。
- (2) 以下の記述については、次の論文を参照した。鈴木亮太郎「捕鯨をめぐる問題—調査捕鯨問題を中心に」『ジュリスト』No.1365, 2008.10.15, pp.56-64.
- (3) Natalie Klein, “Whale warriors need legal eagles,” *The Australian*, January 8, 2010.<<http://www.theaustralian.com.au/news/opinion/whale-warriorsbrneed-legal-eagles/story-e6frg6zo-1225817130167>>
- (4) Jonathan Pearlman & Andrew Darby, “International Court action could stop cull,” *Sydney Morning Herald*, January 8, 2010. その他、関連の新聞記事、政府、政党のウェブサイト等を参照した。